## 〇 厚生労働省における実績評価書要旨(平成18年度)

評価結果分類欄、分析分類欄の記号については、以下の通り。

## 〔評価結果分類〕

- ①目標を達成した ②達成に向けて進展があった ③達成に向けて進展がみられない

## 〔分析分類〕

- ①分析が的確に行われている ②分析がおおむね的確に行われている ③分析があまり的確でない

施策目標	評価指標	評価結果の概要		
			評価結果 分 類	分 析 分 類
基本目標1 安心・信頼してかかれる	医療の確保と国民の健康づくりを推進す	ること		
施策目標1 地域において適切かつ効果	率的に医療を提供できる体制を整備する	こと		
1-1-IV 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること	立入検査件数、立入検査の結果(遵守率)	医療法に基づく立入検査を毎年実施し、また、立入検査の際、医療事故防止対策の取組強化が図られるよう都道府県等に対して技術的助言を行っている。 さらに、各都道府県と厚生労働省とが合同で実施する特定機能病院の立入検査については、実施率が100%となっており、安全管理のための体制確保について指導が徹底され、医療の安全性を高めている。 これらの取組を通じて、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。	2	2
施策目標4 広域を対象とした高度先	- 駆的な医療や結核・難病などの専門的医	療等(政策医療)を推進すること		
1-4-I 政策医療を着実に実施すること	地域の医療従事者を対象とした研修会等の受入数、政策医療に係る研究機能 (臨床研究センター、臨床研究部の数等)、研究論文数	国立病院機構との全国的なネットワークを通じた政策医療の着実な実施、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上及び政策医療の地域への普及、研究機能の重点的な整備等が効率的かつ効果的に図られ、平成 17 年度については、施策目標をほぼ達成したものと評価できる。		2

施策目標5 感染症など健康を脅かすり	疾病を予防・防止するとともに、感染者	等に必要な医療等を確保すること		
1-5-I 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること	るまでの時間、細菌性赤痢の年間報告数、腸管出血性大腸菌(O157等)の年間報告数、特定感染症指定医療機関数、第一種感染症指定医療機関数、	向にあり、適切な医療を提供するための指定感染 症医療機関については着実に増加している。 また、予防接種については、研修会の開催等に より予防接種従事者の資質も向上しており、必要 な医療体制等も着実に確保されてきている。 しかしながら、一部の増加傾向にある感染症、 あるいは同様の数値で推移している感染症を減少 させるため、引き続き所要の施策を推進していく 必要がある。	2	
1-5-Ⅱ 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること	都道府県の難病医療拠点病院・協力病 院数、難病情報センターのアクセス件 数	難病医療拠点病院・協力病院は年々着実に増加し、また、難病情報センターへのアクセス件数についても、最近4カ年で約3倍に増加していることから、難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は効果的に行われており、施策目標は着実に実施されている。しかしながら、難病患者は毎年増加・高齢化しており、難病患者等の療養上の悩みや不安に適確に対応するため、引き続き所要の施策を推進していく必要がある。	2	2
1-5-Ⅲ ハンセン病対策の充実を 図ること	支給件数、平均処理日数、普及啓発パンフレットの配布件数、ハンセン病資料館の入館者数	ハンセン病対策の充実については、補償金の支給事務の迅速化、資料館の拡充等の点において、 概ね施策目標を達成しているものと評価できる。 今後は、関係団体等との協議を踏まえつつ、普 及啓発事業を中心に必要な措置を講じていく。	2	2
1-5-W エイズの発生・まん延の 防止を図ること	保健所におけるエイズ相談受付件数	情報提供、知識の普及啓発、検査・相談体制の整備等の各種取組を推進し、着実に効果を上げてきたところであり、感染の爆発的な拡大は防止する	2	2

		策を講ずべき層に対し、引き続き、適切な予防教 育及び普及啓発の実施を図ることが重要である。		
を図ること	転免許証用シール)、心臓移植実施件数、肺移植実施件数、肝臓移植実施件数、肝臓移植実施件数、腎臓移植実施件数、膵臓移植実施件数、小腸移植実施件数、角膜移植実施件数、骨髄提供希望登録者数、うち新規登録者数、骨髄移植実施件数、保	・シールの配布枚数が平成17年9月に累積配布 枚数が1億枚を突破したことを機に、デザインの 更新や2枚キャンペーンといった新たな取組が開 始されており、また、造血幹細胞移植については、 新規骨髄提供希望登録者数及び保存さい帯血公開 個数が増加していることから、普及に一定の効果	2	2
1-5-VI 原子爆弾被爆者等を援護すること	認定処理件数(処理期間)、被爆者健 康診断受診率	原爆症の認定については、平成17年度は前年度と比較して認定処理件数が230件に増える一方で、平均処理期間は222日と短縮されており、また、健康診断受診率は約8割という高水準を維持していることから、原子爆弾被爆者の援護に効果があったと評価できる。 今後も引き続き現行の施策を推進し、原子爆弾被爆者の援護に努めていくことが必要と考えられる。	2	©
施策目標6 品質・有効性・安全性の高	高い医薬品・医療機器を国民が適切に利	用できるようにすること		
1-6-I 有効性・安全性の高い新 医薬品・医療機器の迅速な承認手続を 進めること	優先審査承認品目の割合、申請件数と 処理件数、標準事務処理期間、第三者 認証基準総数	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員に対する研修等により、審査体制の充実適用品の充実適用品の充実適用品のでは、また、優先審査適優先にでは、またでは、では、ないでは、では、ないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	2	2
1-6-Ⅱ 医薬品・医療機器の品質 確保の徹底を図るとともに、医薬品等	立入検査件数、指導等件数、自主回収 の件数、医薬品医療機器情報提供ホー	製造所、薬局等への立入検査及び不良品の回収 については、平成17年度においても一定の実績	2	2

の情報提供に努めること	用上の注意の改訂件数	を上げており、医薬品・医療機器の品質確保の推進に寄与していると評価できる。 また、医薬品等の安全性確保に向け、医薬品等の情報提供の重要性が増大していることから、的確な伝達手段として、インターネットを介し、迅速かつ効率的に国民、医療関係者等に情報提供を実施することができた。		
1-6-Ⅲ 医薬分業を推進すること	地域ごとの分業計画整備率、地域別分業率	平成16年度における医薬分業率が、前年度に 比べ全国平均で2.2%上昇していることから、 医薬分業が着実に推進されていると評価すること ができる。 なお、地域単位での医薬分業については、平成 19年度以降に調査実施予定の、地域ごとの医薬 分業に係る計画の整備率等も踏まえつつ、地域格 差が是正されるよう適切な対応を行っていく予定 である。	2	2
施策目標7 血液製剤の国内自給を推進	するとともに、安全性の向上を図ること	<u> </u>		
進を図ること	国内自給率、アルブミン製剤の国内自給率の毎点がロブルン制剤国内自給率	計画的な原料血漿の確保、血液製剤の適正使用の推進等により、献血血液による血液製剤の国内自給率は向上しているが、多くの血漿分画製剤について未だ相当量を輸入に依存している。そのため、今後とも、血液製剤の中長期的な需給見通しに基づき、関係機関の協力を得て原料血漿の計画的な確保を図るとともに、一層の適正使用を進めること等により、国内自給を推進することとしている。	②	2
推進すること	板製剤、血漿製剤、アルブミン製剤、	血液製剤使用状況調査の結果を踏まえた使用指針を策定するとともに、血液製剤の医療機関の関係者ののとは、複数の医療機関の関係者のも構成との動力を構成には動力を構成した。 関係者ののでは、複数のの医療機関の関係者ののは、のののでは、のののでは、のののでは、ののののでは、ののののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、	2	2

1-7-Ⅲ 血液製剤の安全性の向上を図ること	検査項目数、検査実施率、平均献血回 数	血液製剤の安全性確保のため、血液型検査、抗原・抗体検査、生化学検査及び核酸増幅検査を実施し、輸血による感染の可能性は大幅に減少した。また、採血事業者、製造業者等による血液製剤の安全性の向上についてより一層の充実が図られるとともに、医療機関についても、血液製剤の適正使用の推進及び安全管理に必要な体制整備が図られていることから、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。	2	2
施策目標8 保健衛生上必要不可欠な!	フクチン等の安定供給を確保するととも	に、緊急時等の供給体制についても準備を進めるこ	<u> </u>	
1-8-I 希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること	供給要請数と売払数、需要量と供給量、 新型インフルエンザワクチン株(当面 30株)の開発株数	ワクチン・抗毒素の国家買上げ及び備蓄並びに、インフルエンザワクチンの需給調査及び需要予測については、施策目標達成のための手段として機能している。 新型インフルエンザワクチン製造株の作製については、今後も行う必要がある。 また、作製した株については、免疫や接種方法の観点から検討を行い、その結果を今後のワクチン作製に反映させる等の取組を実施しているところである。	2	②
施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発	発を促進するとともに、医薬品産業等の	振興を図ること		
1-9-I 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること	市場規模(医薬品、医療機器)、製造販売業者数(医薬品、医療機器)、卸売業者数(医薬品、医療機器)、新医売業品・医療機器の承認取得数(医薬品、医療機器)	において、医薬品産業ビジョン・医療機器産業ビ ジョンに盛り込まれた政府の支援策であるアクシ	2	2
1-9-Ⅲ 医薬品・医療機器の流通 改善を図ること	不公正な競争の事案数、平均の流通コスト	不公正な競争の事案数については、実質的には 低い件数で推移しているといえる。 医薬品のコード標準化においては、コード標準 化検討委員会において、特定生物由来製品のトレーサビリティーを可能とするコード体系が了承さ れたことから、施策目標の達成に向けて進展があったものといえる。 医療機器のコード標準化においては、JANコ	2	2

		ード取得率やデータベース登録率の向上が図られてきており、施策目標の達成に向けて進展があったものといえる。 未妥結・仮納入の問題については、平成18年3月、「医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について」を関係各団体等に通知。今後、価格妥結状況の調査を定期的に行い、薬価調査の信頼を損ねると考えられる場合には改善指導を行うものである。今後は、特に医療機関等に対する改善指導の件数や妥結率の推移等についても注視していく必要がある。		
1-9-Ⅲ バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること	新医薬品・医療機器の承認取得数	CRC の養成等の臨床研究の推進に向けた基盤整備事業等の実施により、画期的医薬品等の実用化に向けた取組が進むとともに、ゲノム効率的に等のライフサイエンス分野の研究開発へ治験届提出数は平成13年以降増加傾向にある。また、CRC養成のための研修や、治験推進協議会及び研修会等の取組を進めた結果、臨床立ち上がという特殊要因があった年のは16年のよりに表上で変にある。と野人にある。と野人にある。と野人にある。と野人にある。と野人にある。	2	2
1-9-IV 患者数が少なく、研究開発が進みにくい稀少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること		稀少疾患患者や小児等を対象とした医薬品・医療機器の開発については、企業の自主的努力だけでは進まないという問題があり、国が支援を行うことは不可欠である。このような中で希少疾病用医薬品研究開発補助等の施策により、実際に希少疾病用医薬品・医療機器の承認取得数は平成17年度において増加しており、患者の生命を救うことやQOLの向上に一定の貢献があることから、施策目標の達成に向け進展があった。	2	2
施策目標10 患者の多様なニーズ等	こ対応した医療関連サービスの提供を促	進すること		
1-10-I 患者の多様なニーズや 医療機関経営上のニーズに対応した医 療関連サービスの適切な提供を促進す ること	市場規模、業者数	近年、医療と密接に関連した民間事業者のサービスの活用については、その事業者数も毎年増加していることから、事業者間の競争を通じて多様な医療関連サービスが効率的に提供されていると考えられ、また、各種業務委託を行っている施設数も例年増加していることから、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。	2	2

		さらに、滅菌消毒専門部会において、滅菌消毒業務の委託に関する報告書が取りまとめられ、本報告書を踏まえ、省令及び医政局長通知等の改正を行い、安全で安心なサービスの提供を図るための必要な措置を講じたところである。 今後とも、医療機関や患者のニーズの多様化等に対応しつつ、医療機関が医療関連サービスを安心して委託できるような基準作りなどを行うために、医療関係サービス事業者に対する情報収集や情報発信に引き続き取り組む必要がある。		
施策目標12 妊産婦・児童から高齢者	<b>觜に至るまでの幅広い年齢層において、</b>	地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づく	りを推進す	-ること
1-12-I 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	保健師未設置又は1人設置の市町村数、保健師中央研修受講者人数、保健所専門職人数、健康危機管理保健所長研修受講者数、保健所長充足率、「地	地域住民に身近な保健サービスを提供するため、市町村保健センターの整備が進められるとともに、地域保健従事者の人材の育成・確保についても、保健師未設置又は1人設置市町村数は年々減少し、また、研修も毎年160人程度の受講実績があるなど、地域における保健活動の基盤整備が図られている。 また、健康危機管理手引き書を作成した自治体は年々増加し、研修受講者数についても年々増加しており、地域における健康危機管理体制の整備も推進されている。 よって、地域保健対策の推進は着実かつ適正に実施されていると評価できる。	2	2
施策目標13 健康危機管理を推進する	ること			
1-13-I 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	健康危機管理調整会議(幹事会)の定期開催(月2回)、健康危機管理調整 会議(幹事会)の随時開催	健康危機管理調整会議等は、省内における健康 危機に関する迅速な情報交換を図り、緊急の事態 に対して的確に対応することを目的として設置さ れたものであり、定期の開催により関係部局にお ける情報の共有等を日常的に図るとともに、緊急 時の開催により一体的・効率的に対応しており、 健康危機管理業務の円滑な実施のために重要な役 割を果たしている。このため、今後とも上記会議 等を引き続き実施していく必要がある。	1)	1
基本目標 2 安心・快適な生活環境づ	くりを衛生的観点から推進すること			
施策目標1 食品の安全性を確保する。	<u> </u>			
2-1-I 食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全	食中毒統計を基礎に施策に対応した健 康危害発生数(食中毒統計による 50	総合衛生管理製造過程の承認取得率の向上、 BSE 検査の着実な実施など、食品の安全性の確保	2	2

性の確保を図ること	合衛生管理製造過程承認取得率(乳・ 乳製品、食肉製品、魚肉練り製品、容	に関し、着実に成果を上げており、実績目標も概ね達成されており、施策目標の達成に向け大きな進展があったものと評価できる。 なお、全体としてみれば、改善の方向に向かっている一方で、大量調理施設を原因とする食理手法の増加や大量調理施設における高度な衛生管理手法の導入の推進などについては、一層の対策生管地が必要であると考えられる。または承認を得理が停滞しており、個別の取得率向上に向けた取組が必要と考えられる。		
2-1-Ⅱ 国民の健康を守るため、輸入食品の安全性の確保を図ること	モニタリング検査計画に基づく「モニタリング検査」の達成率、国際的基準 策定の進捗状況	モニタリング検査の達成率については着実に上がっており、また、年ニタリング検査を通じて、輸入者に対する指導を効果的に行っており、る。遺伝子組換え食品の新たな国際食品の規格等についても、策定に向けた第29回コーデックをにおいても、策定に行われた第29回コーデックを展立において新規作業として承認される。に検討が進められているとこである。保と評価ではある。は、前にはいば、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	2	2
2-1-Ⅲ 食品添加物の規格基準や 残留農薬基準の整備等を通じ、食品の 安全性の確保を図ること	既存添加物の規格数、残留基準設定農薬、食品に残留する農薬等の暫定基準案(第1次案、第2次案、最終案)(品目数)	食品の安全性を確保する観点から、現在、既存添加物 61 品目の新規格案を作成し、既存添加物の規格総数を 120 品目という目標を上回る 133 品目とするため、告示改正に向けた所要の作業を進めているところである。 農薬の残留規制については、ポジティブリスト制度が平成 18 年 5 月 29 日から施行されているところであり、今後とも、より一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備等を継続的に進める必要がある。	2	1)
2-1-IV いわゆる健康食品等について、広告・表示の適正化を図り、適切な情報の下で消費者がこれを選択できるようにすること	健康増進法第 32 条の 2 (虚偽誇大広告) 違反に対する勧告数、健康食品等に関する健康被害報告数	平成 15 年度の健康増進法の改正 (健康の保持増進効果等に係る虚偽誇大広告等を禁止)以降、その適正な運用を図るために指導を重ねてきたところであるが、平成 17 年度においても、健康増進法の規定に基づく勧告を要するような悪質な資度を関係した。 はまであると考えられる。 健康被害事例の報告件数については、平成 17年度は平成 16 年度よりも減少しており、広告・表示の適正化を推進する仕組み並びに現実に健康	2	2

施策目標2 麻薬・覚せい剤等の乱用	を防止すること	被害が生じてしまった場合の情報収集及び報告体制について実効性を増してきていると考えられる。 したがって、平成 17 年度においても施策目標の推進に向け一定の進展があったと評価できる。		
2-2-I 国民、特に青少年に対し、 薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用 を未然に防止すること	薬物乱用経験者数、啓発資材の配布実 績、薬物乱用防止キャラバンカーの稼 働実績、学校等における薬物乱用防止 教育への協力実績	薬物乱用防止キャラバンカーの学校等への派遣回数は前年度を上回り、また、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的な啓発運動の実施や多様な媒体を活用した広報啓発活動等により、真が減少し、これまで講じてきた啓発活動に一定の効果がみられまで講じてきた啓発活動に一定の効果がみられたものと考えられる。しかしながら、未成年者の覚せい剤事犯における検挙人員が5年ぶりに増加したほか、MDMA等合成麻薬、違法ドラッグなどが青少年を中心に乱用が拡大していることを発活動を一層充実し、薬物乱用の未然防止に取り組む必要がある。	2	2
麻薬等の薬物事犯に対する取締りを徹	及び大麻樹脂の合計))、インターネッ	平成123kgの大麻等合成 で約123kgの大麻等合成 で約123kgの大麻等合成 を23kgの大麻等合成 を23kgの大麻等合成 を23kgの大麻等合成 886kgのMDMA等 6kgのMDMA等 6kgのMDMA等 6kgのMDMA等 6kgのMDMA 6kgのMDM	2	2
2-2-Ⅲ 薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること	薬物相談窓口における相談件数、薬物 事犯の再犯者数 (覚せい剤)	精神保健福祉センターでの薬物相談窓口事業を 始めてから、過去5年間の覚せい剤事犯における 再犯者数の推移をみると減少傾向にあることなど から、施策目標の達成に向けて進展があったもの と評価できる。	2	2

		しかし、薬物依存・中毒者に対する相談・指導については、多数の相談が寄せられている現状を鑑みると、家庭、地域が抱える状況が深刻であると類推できるので、相談窓口業務を今後とも充実させていくとともに、相談窓口のより一層の周知を図る必要がある。また、薬物依存・中毒者の社会復帰については、個人、家族等を支援していく必要もあり、関係機関がこれまで以上に緊密に連携して対処していく必要がある。		
施策目標3 安全で質が高く災害に強い	ハ水道を整備すること			
2-3-I 安全で質が高い水道の確保を図ること	水質基準適合率、異臭味被害率	水質基準適合率はここ数年99.9%以上という高い水準を維持しており、また、異臭味被害率は平成14年度を除き0.3%程度の水準で推移しており、安全で質が高い水道水の供給に一定の効果があったと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、安全で質が高い水道水の供給の確保に努めることが必要である。	2	1
2-3-Ⅱ 災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること	広域水道受水人口、基幹施設の耐震化率、基幹管路の耐震化率	広域化の推進による経営基盤の強化、耐震管路 延長の増加等水道水の安定供給のための基盤整備 が進んでいると評価できる。今後も引き続き現行 の施策を推進し、災害に強い水道の整備など水道 水の安定供給を図ることが必要である。	2	2
2-3-Ⅲ 未普及地域における水道 水の整備を図ること	水道未普及人口	水道未普及人口は年々減少しており、水道未普及地域の減少に効果があった。今後も引き続き現行の施策を推進し、水道未普及地域の解消に努めていく必要がある。	2	2
施策目標4 国民生活を取り巻く化学				
2-4-I 毒物・劇物の適正な管理 を推進すること	立入検査施行施設数、登録届出施設数、立入検査実施率、違反発見施設数、違反発見率、違反改善率	立入検査については、過去の立入検査の頻度や 違反状況等も考慮に入れて実施されている。さら に、違反が発見された施設については、その後改 善が行われたことを確認することで、立入検査に よる改善効果がさらに高まる。これらにより事業 場等における毒物・劇物の適正な管理の推進に向 けて進展があったといえる。	2	2
2-4-Ⅱ 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進するための規制を実施すること	国際安全性点検数、第1種監視化学物質、第2種監視化学物質の指定件数	平成 17 年度は既存化学物質の国際安全点検第四次計画の初年度であるが、点検実施数は年間目標数を上回っており、目標を達成している。 既存化学物質の監視化学物質への指定について	2	2

		は、平成17年度は17物質について第二種監視化学物質への指定の答申を受けているところで度り、16年度と比較すると少ないが、15年度を上回っている。 また、経済産業省が過去に実施した試験等により第一種監視化学物質に該当すると既に判明し一度いた物質が、平成16年度の制度新設の際にとていた物質が大たため、平成16年度は22物質と別かである。平成16年度は22物質が指定されたたとこれである。平においては、3物質指更されている。したがって、2つの実績目標を勘案すると総合して達成に向けて進展があったと考えられる。		
2-4-Ⅲ 家庭用品の安全性を確保 すること	マニュアル策定数	マニュアル作成の手引きの策定を進めるとともに、関係団体に対する周知を行うことにより、施 策目標の進展に向け効果があった。	2	2
施策目標 5 生活衛生関係営業の振興等	等により生活衛生の向上・増進を図るこ	٤		
2-5-I 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること	振興計画の認定件数、シルバースター登録旅館数、福祉浴場を実施している公衆浴場数、標準営業約款登録施設数(理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業)	生活衛生関係営業において、各種施策が一定の 実績を上げており、また、国民の身体に影響を及 ぼす可能性がある問題として報告されている事例 は軽微なものにとどまっていることから、各種施 策は生活衛生水準の維持向上及び生活衛生関係営 業の振興を図る上で一定の効果を上げていると考 えている。	2	2
2-5-Ⅲ 建築物衛生の改善及び向上等を図ること	環境衛生基準への不適合率(浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量、水質基準、残留塩素含有率)	な減少こそ見られないものの、目立った増加はな く低水準で推移している。	2	2
基本目標3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること				
施策目標1 労働条件の確保・改善を	 図ること			
善を図ること	実施件数)、申告処理の状況(申告処	定期監督、申告処理、司法処分等の実施を通じて労働条件の確保・改善が適切に進められている。しかしながら、依然として賃金不払残業や過	2	3

	件数)	重労働等の労働条件上の問題も多く存在している ため、今後とも引き続きこれらの問題を解消して いく必要がある。		
3-1-Ⅱ 年間総実労働時間 1,800 時間の達成・定着	労働時間の状況(年間総実労働時間)、 所定外労働時間の状況(所定外労働時 間)、年休の取得状況(年休取得率)	事業主等による労働時間短縮に向けた取組を促進するための支援を行うこと等により、年間総実労働時間は前年度と同様(1,834 時間)であったものの、所定内労働時間は1,682 時間と前年度と比較して3時間減少しており、目標の達成に向けて進展があった。	2	2
施策目標2 労働者の安全と健康の確保	呆を図ること			
3-2-I 事業場における安全衛生 水準の一層の向上を図ること	安全衛生情報の提供状況(安全衛生情報センターのインターネットサイトへのアクセス件数)、 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用状況 (新規登録団体数)、地域産業保健センターの利用状況(相談件数等、訪問	労働災害による死亡者数については、平成 10 年に 2,000 人を割って以降順次減少しつつあり、平成 17 年は死亡者数 1,514 人へと減少しており、また、第 10 次災防計画期間中における労働災害の総件数についても、休業 4 日以上の死傷者数は平成 16 年の 122,804 人から平成 17 年の 120,354人へと減少している。このように、これらの計画に基づく労働災害防止対策は一定の効果を上げているところであり、目標の達成に向けて進展があった。	2	2
上を図ること	数)、専門工事業者安全管理活動等促進事業の利用状況等(安全衛生教育を整備生教育を加者数)、安全衛生教育参加者数)、田村田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	ては、第 10 次災防計画期間のでも減少値においても減少においても減少にで通労働災害の一定の通労働災害のが事にののからにののからにののからにののからにののからにののからには、のからのでは、のがはないのがでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	2	
3-2-Ⅲ 労働衛生対策の推進を図ること	業務上疾病者数、酸素欠乏症等死亡者 数、一酸化炭素中毒死亡者数、化学物	業務上疾病者数は途中多少の増減はありつつも 減少傾向にあり、これまで着実に講じてきた労働	2	2

	管理に係る研修受講者数)、中小規模 事業場における心とかだの任日 事業場における普及状で (THP)の普及状況(THP 事業数、THP 事業数)、メンタル の実施教と が事業を が、大学に が、大学 が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学に が、大学 が、大学 が、大学 が、大学 が、大学 が、大学 が、大学 が、大学	また、第10次災防計画において新たに重点対象分野に加わったメンタルへルス対策、過重労働による健康障害防止対策に立て平成17年度の労働安全衛生法改正等によりこれらの対策を図るなど施策目標の達成に向けて進展があるととが、とも、過重労働にかり、当年で推移して対策としている。。 今後と、過重労働によるに、過重労働対策、メンタルへルス対策		
3-3-I 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること	償)給付件数、休業(補償)給付件数、	適正な保険料率を設定し、労災保険財政の安定的な運営を図るとともに、被災労働者等の保護のため、労災保険給付の適正な業務処理の徹底を図っているところであり、目標達成に向けて進展が	2	3
会復帰を促進すること	学等援護費支給件数)、義肢等補装具の支給状況 (義肢等補装具の支給件数)、アフターケアの実施状況 (アフターケアの実施件数)	被災労働者及びその家族の援護として必要な者に対し労災就学援護費の支給等を、被災労働者の円滑な社会復帰の促進として必要な者に対しアフターケアの実施等を適切に行っているところであり、目標達成に向けて進展があった。	2	3

3-4-I 勤労者の財産形成の促進を図ること	勤労者財産形成促進制度の活用状況 (財形貯蓄残高、財形融資残高)	財形貯蓄残高については、主として近年の厳しい経済情勢における金利の低下等の外生的要因により減少傾向が見られるが、財形融資残高については、平成11年度の制度改善に伴う貸付利率の低下及び広報活動等による制度の周知が図られたことにより、平成14年度からに連続して増加しており、施策目標の達成の達成に向け進展があった。	2	2
3-4-Ⅱ 中小企業における退職金制度の普及促進を図ること	中小企業退職金共済制度の普及状況 (新規被共済者数、被共済者数)	近年の経済社会情勢の変化に伴い退職金制度を見直す動きも見られるものの、未だ多くの企業が退職金制度を設けており、退職後の所得確保等その果たす役割は依然として大きいものがあるが、30~99人規模の企業における退職金制度の普及率は1,000人以上規模の企業の普及率と比べると依然低い状況である。このような状況の中で、雇用動向調査によれば、中小企業労働者数はほとんど変わっていないにもかかわらず、中小企業退職金共済制度の被共済者数は昨年度(約5,295千人)と比較して増加していることから(約5,475千人)、目標達成に向けて進展があったといえる。	2	2
3-4-Ⅲ 自由時間の充実等勤労者 生活の充実を図ること	(アンケート結果「プログラムに参加  してボランティア活動の意識が高まっ  た   の割合)、中小企業勤労者福祉サ	平成17年度は、勤労者マルチライフ支援事業の第2期2年目であり、各事業実施地域においてといる。 とにより、事業の参加者から高い評価を得た。また、中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数は増加傾向にあった。さらに、概ね2年に1回という労働金庫に対する検査実施率の定着等により、リスク管理債権が低い状況を維持することができる。等、そのにとを総合的に勘案すると、施策目標のまた。のことを総合的にと評価できる。	2	2
施策目標6 安定した労使関係等の形成	<b>成を促進すること</b>			
3-6-I 円滑な政労使コミュニケーションの促進を図ること	産業労働懇話会、多国籍企業労働問題 懇話会及び中小企業労働福祉推進会議 の開催回数	産業労働政策や各種の労働問題について、政労使間の対話を促進し、時々の政策課題に関し政労使の共通認識の形成を図るため政労使コミュニケーションを促進する場を設けることは必要と考えられる。 平成17年度においては、産業労働懇話会の開催により、喫緊の政策課題である産業安全及び団塊の世代をめぐる諸問題について幅広く意見交換が行われ、円滑な政労使コミュニケーションの促	2	2

		進が図られたものと考える。		
3-6-Ⅱ 集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図ること	争議件数、争議による労働損失日数、 法令及び指針の施行状況	労働者の労働条件の維持・向上は、労使関係を 安定させ、社会経済の発展の基礎となる及び普及 るため、集団的労使関係のルールの確立及び普及 については、争議行為による損失日数は長期的に は減少傾向にあること、また、労働契約承継法の 関連法令及び指針が、リーフレットの作成・配布 等を通じた周知広報により、遵守され、適正に運 用されていることから、はた、消働者等新た があったものと考える。なお、派遣労働者等新た な就業形態への対応など、なお改善の余地はある。	2	2
3-6-Ⅲ 集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	件の係属・処理状況(前年繰越、新規	働争議の調整制度は、集団的労使紛争の解決に寄与し、労使関係の安定化に有効に機能していると考えられる。一方、不当労働行為審査制度につい	2	2
施策目標7 個別労働関係紛争の解決の	D促進を図ること	,	1	
3-7-I 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること	民事上の個別労働紛争相談件数、助言 ・指導申出受付件数、あっせん申請受 理件数、処理期間、手続終了件数	民事上の個別労働関係紛争は、最終的には民事裁判で解決されるべきものであるが、多くの手間、期間、費用等がかかることとなる。簡易、過速、無料を旨とする個別労働紛争解決制度は紛争の解決に大きく寄与しているものと考えられる。 民事上の個別労働紛争相談件数、助言・もに対して大きの個別労働紛争相談の関連がある。 民事上の個別労働紛争相談の書き、指増加しており、個別労働紛争解決制度がおのとといるの特性を生かした迅速かれており、運用が効率的になされていることが対率にない。 連成に向けて進展があったと考える。	2	2

	l		1	1	
施策目標8 労	働保険適用徴収業務の過	箇正かつ円滑な実施を図ること			
	i正徴収を図ること	労働保険の適用促進状況(未手続事業 保険関係成立件数、適用事業場数)、 労働保険料収納済歳入額、労働保険料 収納率	を図るために行っている労働保険適用促進月間	2	2
基本目標4 経	済・社会の変化に伴い参	多様な働き方が求められる労働市場にお	いて労働者の職業の安定を図ること		
施策目標1 労	働力需給のミスマッチの	の解消を図るために需給調整機能を強化	すること		
4-1-I 公 る需給調整機能	を強化すること	に就職した者の割合、求人開拓数、新 規求人数に占める割合、ハローワーク インターネットサービスのアクセス件 数、ネット上での応募者数、年齢階層	上記評価のとおり、おおむね良好に機能しており、 多くの項目において掲げた数値目標を達成したと ころであり、全体としても施策目標の達成に向けて進展があったと言える。 なお、平成18年度においても、一層適切な目標設定を行い達成に向け、着実に事業を推進していく。	2	2

	の職場定着率			
4-1-Ⅲ 官民の連携により労働力 需給調整機能を強化すること	しごと情報ネット参加機関数、求人情報件数、求職者情報件数(障害者に係るものに限る)、1日平均アクセス件数(PC版、携帯版)	数がともに大幅に増加し、また、しごと情報ネッ	1	1
施策目標2 雇用機会を創出するとと	らに雇用の安定を図ること			
4-2-I 中小企業、新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること	等、「しごと情報ネット」に提供した 求人数、求人情報へのアクセス件数・	は、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理 改善の達成に向けて進展があったと考えられる。 一部の助成金で実績があがっていないことから、 中小企業の実態にそった支援とするべく、見直し の検討を行うとともに、適正な予算要求額とする 必要がある。 中小企業の経営基盤の強化に資する人材ニーズ を求人情報として「しごと情報ネット」に登録し、 求職者に情報提供することについては、中小企業 の経営基盤の強化に資する人材確保の促進に向け て進展があったと考えられる。		
4-2-Ⅲ 事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安	雇用調整助成金の対象者数(休業・教育訓練・出向)・支給決定金額・利用	本助成金は、景気の変動や産業構造の変化等に より一時的な事業活動の縮小を余儀なくされた企	2	2

定を図ること	事業所の事業主都合離職割合等	業における失業者の発生を予防するという目標に 対して有効かつ効率的に達成しているといえる。		
	業所数・金額等、出向移籍の成立率、 ハローワークインターネットサービス へのアクセス件数、ネット上での応募 者数、しごと情報ネット参加機関数、	労働移動の促進に一定の役割を果たしており、施策目標の達成に向けて進展があったと考えられ	2	2
	修等財産の強力を表する。 を結成体の強力を表する。 を結成性の強力を表する。 を注意を表する。  を注意を表する。 を注意を表する。 を注意を表する。 を注意を表する。 を注意を表する。 を注意を表する。 を注意を表する。  を注意を表する。 を注意を表する。 を注意を表する。 を注意を表する。  を注意を表する。 を注意を表する。  を注意を表するる。  を注意を表する。  を注意を表するる。  を注意を表する。  を注意を表するる。  を注意を表するるる。  を注意を表するる。  を注意を表するる。  を注意を表するる。  を注意を表するる。  を注意を表意を表するる。  を注意を表するる。	巡る情勢を反映して減少傾向にあるが、各種研修 及び助成制度が、建設労働者の雇用の改善、能力 の開発及び向上並びに福祉の増進に果たしてきた 役割は大きく、 今後とも的確にニーズを把握し、利用者にとって 使いやすく、効果的な助成措置として充実してい		

施策目標3	労働者等の特性に応じた)	 	農林業等への多様な就業促進に関しては、農林 業等への就業等を希望する者に対して、幅広く有 効な情報を提供してきたところであり、、達成に 向けて一定の進展がみられた。		
4-3-I すること	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	300人以上規模企業のうち65歳以	目で評価指標の数値が上がっているところであり、施策目標達成に向けて進展があったと考える。	2	1
4-3-Ⅱ ∑ と	障害者の雇用を促進する	数・常用雇用移行者数・常用雇用移行	着実に推進した結果、就職件数が大幅に増加し過去最高となるなど、障害者の雇用の促進という施策目標に向けて進展があったと考える。	2	2
4-3-Ⅲ こと	若年者の雇用を促進する	ャリア探索プログラム等参加生徒数 (高校等)、ジュニアインターンシ プ参加者数(高校)、インターンシ地 で学生のアンケート結果、若年者対象セ 連携事業実績(高校生の保護者対象セミナー開催回数、高校進路担当者セミナー開催回数、職場見学会・企業説高 会実施回数、委託先団体数)、新規高	内定率となるとともに、フリーターについては2 年連続で減少し、トライル雇用終了者の約8割の常用雇用が実現される等、施策目標は達成に向けて進展があったと考えている。 また、職業意識啓発に係る施策については、多くの学生生徒の参加が得られており、若年者の当該施策に対する期待は大きいことから、引き続き、学校等関係者との連携の下、新規学率形成支援等で在学中の早い段階からの職業で、就職後の定着	2	1

	職業センター等利用者数・就職件数、 就職ガイダンス参加者数 (高校)、若 年者トライアル雇用事業の開始者数・ 常用雇用移行率、ジョブカフェ実績、 ヤングワークプラザの就職件数			
4-3-IV 外国人労働者の就労環境の整備を図ること	外国人求職者等に対する対応状況(就職率)、事業主等に対する周知、啓発、 指導状況(事業主向けパンフレット配 布部数、月間中講演会開催回数、アド バイザー事業所訪問数等)	外国人労働者や事業主のニーズに応じた支援を 費用対効果も考慮の上、効率的に実施しているこ とから、外国人労働者の就労環境の整備を図ると いう施策目標達成に向けて進展があったと考えら れる。 ただし、外国人労働者が増加・多様化する中で の外国人求職者等や事業主に対する支援の在り方 については、今後も検討していく必要がある。	2	2
4-3-V 就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること	行雇用の実施件数等、日雇技能講習の 受講者数等、母子家庭の母等試行雇用 奨励給付金支給決定件数等、不良債権 処理就業支援特別奨励金の支給決定人 数・支給決定金額、民間活用再就職支	機能しており、施策目標の達成に向けて進展があった。 ホームレス等トライアル雇用事業については、ホームレス等の就業ニーズにあった求人の確保が十分でなかったと考えられることから、引き続き	1	
施策目標4 求職活動中の生活の保障等	等を行うこと			
4-4-I 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	金残高)、適用状況(適用事業所数、新規適用事業所数、廃止事業所数、被保険者数)、失業等給付(基本手当(受給者実人員、給付額)、再就職手当(受給者数、給付額)、教育訓練給付(高給者数、給付額)、雇用継続給付(高	成17年度の受給者実人員(628千人(年度月平均))は平成15年度の受給者実人員(839千人(年度月平均))よりも減少し、基本手当支給額も15年度より減少する見込みである。このため、失業等給付関係について、収入が支出を上回り、	2	2

		雇用安定資金残高が増加する見込みである。 以上より、セーフティネットとしての財政の安 定という目標は達成したものと判断される。 また、失業等給付について、法律、通達に基づ き適正、円滑に給付が行われた。 以上により、施策目標をほぼ達成したものと考 える。		
基本目標 5 労働者の職業能力の開発	及び向上を図るとともに、その能力を十	分に発揮できるような環境を整備すること		
施策目標1 雇用の安定・拡大を図る	ための職業能力開発の枠組みを構築する	こと		
5-1-I キャリア形成支援システムを整備すること	発推進者講習の受講者数、企業内キャリア形成支援に係る指導・助言、情報 提供件数、キャリア形成促進助成金支	者が主体的なキャリア形成を行うことができるよ	2	2
5-1-Ⅲ 職業能力開発に関する情報の収集、整理及び提供の体制を充実強化すること	「私のしごと館」各事業のサービス利用者の延べ人数・利用者による評価、「キャリア情報ナビ」へのアクセス件数等	私のしごと館の各事業のサービス利用者の延べ 人数が、開館以降順調に伸びており、適に職業意 が図られていることが実施では、他にて が図られていることが、施策目標の達成にて があった。 また、人材ニーズ情報、職業に関する基本的な 情報、教育訓練コース等の情報、能力評価にいる 情報、教育訓練コース等の情報、能力でいる 情報等を、インターネット上で提供している とといるにあわず、また、時間できる。 とというであると考えらいた。 、非常に有効であると考えられる。 を関いている。 があったと考えられる。	2	2
5-1-Ⅲ 職業能力評価システムを整備すること	業種別の職業能力評価基準の取組状況 (業種数)、技能検定実施状況(受検 者数)	職業能力評価制度の構築については、目標の達成に向けて進展があったと評価できる。 技能検定は137職種について実施しており、国が行う職業能力評価の重要なインフラとしてその効果は大きい。 これら2つの施策により、職業能力評価システ	2	2

		ムの整備については、目標の達成に向けて進展が あったと評価できる。		
5-1-IV 職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること	受講者数 (に係る計画達成率)、新たな訓練コース開発数、キャリア形成促進助成金支給件数・支給金額、認定職業訓練施設数・受講者数、中小企業人	認定職業訓練については、職業能力開発に必要なる様な職業訓練・教育訓練の機会の確保に進展が	2	2
施策目標2 労働力需要の動向に対応	した職業能力開発を展開すること			
5-2-I I T 分野における職業能力開発を推進すること	I T 訓練受講者数 (に係る計画達成率)、学習支援事業利用者数 (に係る計画達成率)、先導的訓練コース開発数、情報関連人材育成事業推進助成金支給件数・支給金額	いては既に多数の受講実績を上げているが、今後においても訓練内容のレベルアップを図る等、な	2	2
5-2-Ⅲ 介護分野、環境分野その他の新規・成長分野における職業能力開発を推進すること	数、離職者訓練受講者数合計・うち介  護・福祉・情報通信分野訓練受講者数	新規・成長分野を中心とした職業訓練コースの設定・実施については、地域の人材育成ニーズを踏まえ適正に行われていることから、今後においても、地域の人材育成のニーズ等を踏まえ、より一層就職に資する訓練の実施を図ることとする。ホームへルパーの養成等については、介護分野における制度改正や介護分野の養成ニーズの動向等を踏まえ事業の実施についての効率化を図ることとする。 なお、その際、民間教育訓練機関の積極的な活用についても配慮を行っている。	2	2
5-2-Ⅲ ホワイトカラーの職業能力開発を促進すること	生涯職業能力開発促進センターにおける新たな訓練コースの開発・展開数、職業能力習得制度認定講座受講者数、職業能力習得制度修了認定試験合格者数	の開発・展開については、適切に実施されており、 今後とも産業界のニーズの変化に的確に対応し、	2	2

施策目標3 労働者の就業状況等に対応	芯した多様な職業訓練・教育訓練の機会	なお、現在、講座の認定基準に適合する教育訓練を厚生労働大臣が認定しているが、認定講座も既に社会的に定着していることや能力評価機能の強化に対するニーズが高まっていることから、今後、厚生労働大臣の認定講座は廃止し、専門知識・能力の体系化及び能力評価に特化することにより、一層の活用促進を図ることとする。		
	いした多様な概果訓練・教育訓練の機会 離転職者訓練受講者数(に係る計画達	T	( <u>2</u> )	2)
		離転職者の再就職を促進するための職業能力開発については、離転職者の再就職を促進するための効果的な職業能力開発を実施できたものと考えられる。	2	(2)
5-3-Ⅲ 若年者の職業能力開発を推進すること	スポットの来所者数、「私のしごと館」 各事業のサービス利用者延べ人数・利 用者による評価、日本版デュアルシス テム訓練受講者数、就職基礎能力速成 講座受講者数・講座修了後3ヶ月時点	実施については、施策目標の達成に向け進展があったと考えている。		2
5-3-V 障害者等特別な配慮を必要とする人たちへの対応を推進すること	一般の職業能力開発施設への障害者受入れ数・就職率、障害者職業能力開発校における職業訓練の受講者数・就職率、障害者委託訓練の受講者数、就職	障害者については、平成16年度を上回る対象者に対して職業訓練を実施したことから、障害者に対する多様な職業訓練の機会の確保を図ることができたといえる。また、就職率についても前年	2	2

	率、就職困難者等の職業訓練の受講者 数、母子家庭の母等の職業的自立促進 事業における職業訓練の受講者数、就 職率	度と比較して上がっていることから、訓練機会の拡大のみならず、訓練内容の充実も図られているの充実も図られているの充実も図られているの充実も図られているのの充実も図られては、雇用の安定を実現するるでは、産用の安定毎年である。をは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが		
5-3-VI 勤労青少年が有為な社会人、職業人として成長しその責任を果たすように支援すること	ワーキング・ホリデー協会利用者による評価 (アンケート調査等)	ではいれている。 を接済のが現野にしいでは、 はいるというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をいっては、 をでいる。 をでい	2	2
5-3-WⅢ 国際化に対応した職業能力開発を推進すること	ホームページアクセス件数、国際情報センター入館者数、国際情報センター 貸出冊数、相談援助件数、グローバル 人材育成支援国内セミナー参加者数、 海外セミナー参加者数、海外コンサル ティング件数、海外派遣研修受講者数	向にあり、生産部門の海外への流出による産業・ 雇用の空洞化等も一部では懸念されていることか ら、雇用政策等との整合性を図ることに留意する	2	2

		ネット等の情報通信技術を最大限活用した情報収集、分析及び発信並びに質の向上に力を入れており、かつ、有益な情報の効率的な提供をより一層進めることによって、国際的な事業展開を担う人材の育成に大きく貢献しているものである。		
7-7-1-07	り労働者の職業能力開発を推進すること 			
5-4-I ものづくり振興に係る環境を整備すること	客数、技能グランブリの参加者数・観	等、様々な手法により、社会全体のものづくり技能に対する価値の再認識、技能者の技能水準の向上、若年技能者の裾野の拡大に寄与している。	2	2
基本目標6 男女がともに能力を発揮	し、安心して子どもを産み育てることな	どを可能にする社会づくりを推進すること		
施策目標1 働く女性が性別により差別	川されることなく能力を十分に発揮でき	る雇用環境を整備すること		
6-1-Ⅲ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が徹底されていること	都道府県労働局雇用均等室における是 正指導の実施件数、セクシュアルハラ スメント防止実践講習参加者数	事業主のセクシュアルハラスメント防止対策への一定の理解、取組は進んできており、男女雇用機会均等法第21条違反のあった企業についても、法の不知による違反は減少し、かつ違反に対する是正指導についてもそのほとんどが是正されている。また、報告徴収ヒアリング票を活用し、的確な実態把握及び必要な助言、指導等を効率的に行っており、目標達成に向けて一定の進展があったといえる。	2	2
施策目標2 多様な就業ニーズに対応	た就業環境を整備すること			
6-2-I パートタイム労働を魅力 ある就業形態とすること	短時間雇用管理者の選任数、パートタイム労働法の周知のための説明会等開催件数及び参加者数	短時間雇用管理者の選任推奨による短時間雇用管理者数は、前年度に比して、900人近くの増加となっている。また、パートタイム労働法の周知のための説明会等については、引き続き積極的に開催しており、政策目標の達成に向けて進展があった。	2	2
6-2-Ⅱ 在宅ワークを魅力ある就 業形態とすること	在宅ワーカーからの相談件数、在宅ワ ーカーのセミナー受講者数、在宅ワー	相談件数、セミナー受講者数については前年度 と比較して増加しており目標を達成しているもの	2	2

	件数	の、在宅ワーカースキルアップシステムへのアクセス件数については前年度に比較して減少し目標に達することができなかったことから、今後はシステムについての広報等を充実させる必要がある。		
施策目標6 児童虐待や配偶者による	暴力を防止すること 	тт		
6-6-I 虐待を受けた子ども等への支援を図ること	関する相談処理件数、児童相談所の設置数、児童相談相談所における児童との別事をでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	児童相談所の体制の定案、児童養護施設を情緒障害児短期治療施設におけれて、日童養護施設を施設を施設を施設を強力を変換して、日期を受験して、日期を受験して、日期を受験して、日期を受験して、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本	2	2
6-6-Ⅱ 配偶者からの暴力の被害 者の適切な保護・支援を図ること	数、婦人相談所等の職員の専門職員研修の実施状況、関係機関相互の連携・調整のためのネットワークの整備状況、心理療法担当職員を配置する母子	び一時保護件数は増加しているものの、婦人相談所等の職員への専門研修の実施や福祉事務所などの関係機関が相互に連携、調整を行うためのネットワークの整備の進展などにより、DV被害者の適切な保護及び自立に向けた支援の充実が図られており、目標達成に向け進展があった。	2	2
施策目標8 総合的な母子家庭等の自己	立を図ること	,		
6-8-I 母子家庭の生活の安定を 図ること	児童扶養手当支給件数	児童扶養手当受給者は、母子家庭の増加に伴い増えているが、平成15年度から母子家庭等の自立に向け、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な取組を推進しており、児	2	2

		童扶養手当は、母子家庭等の自立に向けた経済的 支援の一つとして大きな役割を果たしており、目 標達成に向けて進展があった。		
ための就業支援を図ること	業における講習会受講者数、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談件数、母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業者数(延べ人数)、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数、母子自立支援	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、個々の家庭の事情に応じた一貫した就業サービスを提供し、一定の就業実績を上げている。また、高等技能訓練促進費事業においては、資格取得者の増加がある。さらに、母子自立支援プログラム策定事業は、初年度はモデル的に実施したものであるが、一定の就業実績を上げている。以上により、目標達成に向けて進展があった。	2	2
基本目標7 利用者の視点に立った質の	つ高い福祉サービスの提供等を図ること			
施策目標1 生活困窮者等に対し適切に	こ福祉サービスを提供すること			
	支援プログラムの目標達成者数、個別	り、実施機関管内の被保護者の実態を踏まえ、被保護者の抱える多様な課題に対応できる幅広い自立支援プログラムを整備し、また国としてその導	2	2
7-1-Ⅲ 災害に際し応急的に必要な救助を行うこと	被害発生から避難所設置までの時間	平成17年度において災害救助法が適用された 災害については、都道府県と密に連絡を取り合い、 助言を行うことによって適用の判断を早めるとと もに、避難所も適切に設置・運営が行われており、 適切な応急救助が実施され、施策目標の達成に向 けて進展があった。	2	2
施策目標2 地域福祉の増進を図ること	-			
7-2-I ボランティア活動等住民 参加による地域福祉活動を促進し、地	ボランティアセンターにおいて把握し ているボランティア数	生活の拠点である地域において互いに助け合い、支え合い、それぞれの地域で誰もが安心で充	1	1

域福祉を推進すること		実した生活を送るという地域福祉の推進のためには、住民自身によるボランティア活動等の地域福祉活動への参加が重要である。当該施策目標のを成に向けて、全国ボランティア活動振興セン、住民がは当事業、ボランティア振興事業を実施しの参加を担当する成果等、住民が地域福祉活動に参れるための基盤整備を行った結果、ボランティが等も増加して、住民参加型福祉サービス団体等も増加していることから、平成16年度においては、当該施策目標を達成したといえる。		
7-2-Ⅱ ホームレスの自立を促進すること		本の実情に応じて職業の を生までは、 を生まででは、 を生まででは、 を生まででは、 を生まででは、 を生まがある。 では、 を生まででは、 を生まででは、 を生まででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2	2
施策目標3 社会福祉サービスを支える	る人材養成、利用者保護等の基盤整備を	図ること		
7-3-I 社会福祉に関する事業に 従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービス の提供がなされる基盤を整備すること	者数、社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合、福利厚	介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、従前にも増して良質な福祉サービスを提供できる質の高い福祉人材の育成・確保が求められている。 これらのニーズに応えるため、社会福祉士及び介護福祉士の養成施設養成講習会の受講の必修化、国家試験の改善等の取録者を表れぞれ前年度を上回るなど、順調に増加してのための福利厚生の大変になど、順調に増加してのための福利原生の大変には、福利の定律センター加入者数が一定の水準を維持している。 これらにより、「社会福祉に関する事業に従りする人材の養成確保を推進することにより、	2	

		質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。		
7-3-Ⅱ 利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること	苦情受付件数に占める解決件数の割合、第三者評価の受審件数(第三者評価の定審件数) 価の定着後に調査を実施)	苦情解決事業については、、運営適認知度が高ままける苦情受付件数が増加したといる解決件数のとともにといるなど、利用者とともいうでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	2	2
施策目標4 戦傷病者、戦没者遺族、	- 中国残留邦人等を援護するとともに、旧	陸海軍の残務を整理すること		
7-4-I 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	び各種特別給付金の請求期間満了から	戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館においても戦中・戦後の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展があった。	2	2
7-4-Ⅲ 戦没者の遺骨の収集等を 行うことにより、戦没者遺族を慰藉す ること	収集した遺骨数、DNA鑑定による遺族への遺骨返還数、慰霊巡拝の実施(地域)数、慰霊友好親善事業の実施(地域)数、小規模慰霊碑建立数	戦没者の遺骨収集の迅速かつ適切な実施や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施、慰霊碑の建立に係る現地政府との協議等により、戦没者遺族の慰藉という施策目標の達成に向けて進展があった。	2	2
7-4-Ⅲ 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	中国残留邦人等帰国者数、自立指導員派遣回数	中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展があった。	2	2
7-4-IV 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること	有する抑留者名簿を受け取り、データベース化する。平成22年度末までに 重要又は使用頻度の高い人事記録をデ	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管し、また、恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合(書類不備等による返戻分を除く)が100%を維持するなど、恩給の進達業務が迅速かつ適切に行われており、旧陸海軍に関する人事	2	①

	て、3ヶ月以内に進達した割合(書類 不備等による返戻分を除く)。	資料の適切な整備保管という施策目標の達成に向  けて進展があった。		
基本目標8 障害のある人も障害のな	」 い人も地域でともに生活し、活動する社	:会づくりを推進すること	l	
施策目標1 障害者の住まいや働く場	ないし活動の場を整備すること			
8-1-I 障害者の住まいや活動の 場を整備すること	グループホームの整備量、福祉ホームの整備量、授産施設の整備量	新障害者プランを踏まえ、国庫補助を通じてグループホーム、福祉ホーム及び授産施設の整備を効果的かつ効率的に実施することにより、それでれの整備量の目標値を着実に達成しつあり、「障害者の住まいや活動の場を確保すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。 ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備を図ることが重要となっており、いて、になるでではないでは、ででは、などが必要である。とが必要である。	2	1
施策目標2 必要な保健福祉サービス	が的確に提供される体制を整備すること		1	
	ホームヘルパーの確保人数、デイサービスセンターの設置箇所数、ショートステイの整備量(人分)	新障害者プランを踏まえ、国庫補助を通じてホームへルパーの確保並びにデイサービス及びショートステイの整備を効果的かつ効率的に実施成しており、「施設・在宅両面にわたる介護等のとしており、「施設・在宅両面にわたる介護等のとしており、「施設・在宅両面にわたる介護等のという施策目標は概ね達成している。 ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備を図ることが重要となっており、「本学・書名限り在宅サービスの整備を超ることが重要となっており、高等も見りを表している。	1)	1
施策目標3 障害者の自己実現や社会	参加を通じた生活の質の向上を進めるこ	. Ł	1	
8-3-I 障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること	害者情報ネットワーク(ノーマネット) のアクセス数、手話通訳者等の養成研 修者数、国立身体障害者リハビリテー ションセンターにおける研究件数、財	障害者に対する情報提供については、多様化する障害者のニーズに応え、様々な媒体を活用し、引き続き障害者の情報入手の機会やコミュニケーション手段の拡大を図っているほか、都道府県・市町村における前年度と同程度の手話通訳者等の 養成により、手話通訳の普及が効果的かつ効率的に行われている。また、福祉用具については、障害者の自立促進、介護者の負担軽減に資する福祉	2	2

		用具開発を効果的かつ効率的に実施している。これらにより、「障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること」、ひいては「障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること」という施策目標の達成に向けて進展があった。		
8-3-Ⅲ 障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること	会開催数、障害者スポーツ指導者養成数、「障害者の明るいくらし」促進事	障害者では、 国では、 でいるないでは、 でいるないでは、 でいるないでは、 でいるないでは、 でいるないでは、 でいるないでは、 でいるないでは、 でいるないでは、 でいるないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2	2
基本目標 9 高齢者ができる限り自立し	し、生きがいを持ち、安心して暮らせる	社会づくりを推進すること		
施策目標1 老後生活の経済的自立の基	基礎となる所得保障の充実を図ること			
9-1-I 持続可能な公的年金制度を構築すること	算との乖離状況 (積立金)、年度末に おける各資産の構成割合と移行ポート フォリオの乖離幅、運用実績、社会保 障協定の締結状況、公的年金各制度の	公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組庫と自動調整年金国庫と対するの引上げ、④積立金の活用、の4つを柱と付割を開発が高切に保たれ、長期な制度とはの均衡があり、当該改正事項も円滑に施力と自れたところ。 年金付金・電子・では、国内債券を設されている。 年金での運用については、国内債券を設されている。 年金での運用については、国内債券を設されている。 年金でのであり、当該のであり、当該のであり、当該のであり、当該のであり、当該のであり、当該では、日内債券を対した。 を負担の力にところのであり、当時では、日本のでのでは、日本のでのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、「日	2	2

	産クラスが移行ポートフォリオの乖離許容幅の範囲に収まっており、積立金の管理・運用等が適切に行われた。 人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったカナダとの間で、平成17年度に当該協定を締結したことは、評価できる。 これらにより、「持続可能な公的年金制度を構築すること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保に向けて進展があった。	
9-1-Ⅱ 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の適正な運営を図ること		2
基本目標10 国際化時代にふさわしい	<b>、厚生労働行政を推進すること</b>	
施策目標1 国際機関の活動に対し協力	力すること	
10-1-I 国際労働機関が行う技 術協力に対し積極的に協力すること	ILOが実施する技術協力プロジェク ILOやAPSDEPを通じた本事業は、ジア太平洋地 ② トの対象人数・参画者からの事業評 域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅	2

	(セミナー、会議等の件数)・支援事業の参加者数・参加国数・参加者満足	広くかつ効率的に貢献している。 ILOは計画期間に応じて、客観的な事業の評価を行い、より効率的かつ効果的なプロジェクト運営が行われるよう積極的に取り組んでいる。また、全体として、各国政府及び労使団体等により高い評価を得ている。 APSDEPに関しても、域内加盟国間のネットワークを強化し、加盟国間における資源の相互有効活用の促進を図っている。		
10-1-Ⅱ APECの人材養成分 野の活動に対し協力すること	APEC人材養成技能研修修了者数、 IT技能研修修了者数	本事業は、開発途上国において経済成長の隘路となりかねない人材養成に資するものであり、また APEC 域内の経済格差を是正し、域内のダイナミズムを発展させるという観点から APEC に対する協力として相応しいものである。APEC 加盟エコノミーや各参加者及び現地地域社会等から高い評価を得ており、国際化時代に相応しい厚生労働行政を推進するという目標の達成に貢献しているものと考えられ、目標の達成に向けて進展があった。	2	2
施策目標2 国際協力の促進により国際	祭社会へ貢献すること			
育成のための技術協力を推進すること	研修参加者数、参加者からの事業評価、外国人留学生受入事業における外国人留学生の受入人数、帰国留学生の 就職状況、国際技能開発計画における 受入人数、国際技能開発計画における 帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進 状況、外国人研修指導・援助事業にお	アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、我が国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業を可能とするものであり、各国からの高い評価を得ているところである。また、継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。	2	2
基本目標11 国民生活の向上に関わる	る科学技術の振興を図ること			
施策目標1 国立試験研究機関等の体制				
11-1-I 国立試験研究機関等に おける機関評価の適正かつ効果的な実 施を確保すること	各機関における評価委員会開催件数、 機関全体の評価を実施した機関件数、 評価結果の公表等を行った機関数	国立試験研究機関等の機関評価については、各機関に外部の専門家を構成員とする評価委員会を設置し継続的に開催し、また、当該機関内の者の参加を認めていないことから、客観性・中立性の	2	2

		向上を保っている。また、機関全体の定期的な評価は、少なくとも3年に1度実施している。さらに、評価結果の公表等については、各機関が、評価結果を当該機関のホームページ等により公表している。以上より、おおむね施策目標を達成したものと考えられる。		
11-1-Ⅱ 時代に合った研究機関の再編整備を行うこと	医薬基盤技術研究施設及び独立行政法人医薬基盤研究所の設置	時代の要請に的確に対応した研究を推進するために、国立試験研究機関の重点整備・再構築を着実に進めている。また、その一環として、平成17年度には独立行政法人医薬基盤研究所を設置し、メディカル・フロンティア戦略を効率的に進めた。 今後も、国立試験研究機関、大学、製薬業界等との共同研究など、産学官連携を推進できる運営の確保を図ることが適当である。	2	2
施策目標2 研究を支援する体制を整備	崩すること			
11-2-I 厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な実施を確保すること	競争的研究資金の助成額及び助成件数、厚生労働科学研究推進事業(若手研究者育成活用事業など)による海外派遣人数・受入人数、厚生労働省研究成果データベース搭載件数	施策目標の達成に向けて進展があった。今後とも、厚生労働科学研究費補助金について、原則的に研究課題の公募を行い、優れた研究に対する助成を行うなど、より一層の充実を図る。、また、厚生労働科学研究推進事業による若手の、海外研究機関との共同研究を促進し、一会とと当り、不養とと同様との要がある。といる必要がある。とにより、厚生労働科学研究を効果的・効率的に推進していく必要がある。	2	2
施策目標3 研究の適正実施のための何	ー 倫理面の整備を行うこと			
11-3-I 倫理指針の適正な運用 を確保すること	厚生労働科学研究費補助金における 研究に関する指針遵守の条件違反によ る交付決定取消件数、遺伝子治療臨床 研究に関する指針の違反に対する文書 指摘件数	0件であること、また、遺伝子治療臨床研究に関	2	2

施策目標1 厚生労働省電子政府構築	計画等を推進すること		
12-1 厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること	申請・届出等手続等のオンライン化実施手続数、申請・届出等手続等のオンライン利用を可能とするとともに、各種イベントライン申請利用件数 等を活用した積極的な周知・広報などに取り組むことにより厚生労働省電子申請・届出システムの利用件数が平成16年度の2倍以上となり、国民の利便性、サービスの向上に資することができた。	2	2

<sup>※</sup> 実績評価書については、平成18年7月31日付けで総務省あて送付している。